

別表第 1（第 2 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
国交付要綱（運動部活動）、国実施要領（運動部活動）、県交付要綱（運動部活動）及び中山町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱に基づき、中山町が認定した地域クラブが行う事業 ただし、認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含むものとする。	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費 休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金）	別表第 1—2 に定める補助単価と、休日の地域クラブ活動の活動の実施に要する経費から参加費等の収入を控除した額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。 なお、参加生徒数が 5 人未満の地域クラブ活動の補助基準額は一律 6 0 千円とする。

別表第 1—2：休日の地域クラブ活動の活動費等の支援に係る補助単価（運動部活動）

	参加生徒数及び 指導者配置人数	月 4 回 程度活動	月 3 回 程度活動	月 2 回 程度活動	月 1 回 程度活動
(ア)	参加生徒数 27 人以上で 指導者を 3 人以上配置	6 7 3 千円	5 5 0 千円	4 2 7 千円	3 0 5 千円
(イ)	参加生徒数 13 人～26 人で指導者を 2 人配置	5 7 6 千円	4 7 5 千円	3 7 3 千円	2 7 2 千円
(ウ)	参加生徒数 5 人～12 人で 指導者を 1 人配置	4 2 3 千円	3 5 6 千円	2 9 0 千円	2 2 4 千円

※ 事業実施月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が 12 月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

※ 参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均（小数点以下は切り上げ）で算出する。

※ 参加生徒数が 27 人以上の場合であっても、指導者が 2 人の場合には（イ）の補助単価を、指導者が 1 人の場合には（ウ）の補助単価を適用する。参加生徒数が 13 人～26 人の場合であっても、指導者が 1 人の場合には（ウ）の補助単価を適用する。

別表第 2（第 2 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
国交付要綱（文化部活動）、国実施要領（文化部活動）、県交付要綱（文化部活動）及び中山町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱に基づき、中山町が認定した地域クラブが行う事業 ただし、認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含むものとする。	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費 休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金）	別表第 2—2 に定める補助単価と、休日の地域クラブ活動の活動の実施に要する経費から参加費等の収入を控除した額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。 なお、参加生徒数が 5 人未満の地域クラブ活動の補助基準額は一律 6 0 千円とする。

別表第 2—2：休日の地域クラブ活動の活動費等の支援に係る補助単価（文化部活動）

	参加生徒数及び 指導者配置人数	月 4 回 程度活動	月 3 回 程度活動	月 2 回 程度活動	月 1 回 程度活動
(ア)	参加生徒数 27 人以上で 指導者を 3 人以上配置	6 9 1 千円	5 6 9 千円	4 4 6 千円	3 2 3 千円
(イ)	参加生徒数 13 人～26 人で指導者を 2 人配置	5 9 6 千円	4 9 4 千円	3 9 3 千円	2 9 1 千円
(ウ)	参加生徒数 5 人～12 人で 指導者を 1 人配置	4 4 3 千円	3 7 7 千円	3 1 1 千円	2 4 5 千円

※ 事業実施月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が 12 月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数 ÷ 12」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

※ 参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均（小数点以下は切り上げ）で算出する。

※ 参加生徒数が 27 人以上の場合であっても、指導者が 2 人の場合には（イ）の補助単価を、指導者が 1 人の場合には（ウ）の補助単価を適用する。参加生徒数が 13 人～26 人の場合であっても、指導者が 1 人の場合には（ウ）の補助単価を適用する。